

インドネシアにおける政府による知的財産に関する各種優遇・支援制度



創英国際特許法律事務所

安田亮輔
(エキスパート、弁理士)

創英国際特許法律事務所は、知的財産立国ビジョンの推進に貢献することを「創業の理念」としており、知財創造の現場に根ざした知財の権利化と、知財権の有効活用をサポートする活動をグローバルに展開している。安田氏は、2008年 創英国際特許法律事務所に参加。2011年 弁理士登録。主に機械・制御関連の国内外特許出願、中間処理、鑑定、審判を担当している。

■概要

インドネシアでは、知的財産に係る費用、投資奨励分野に係る事業、および特許の審査に要する期間（審査期間）に関する優遇・支援制度が存在する。

■詳細

1. 知的財産に係る費用に関する優遇・支援制度

日本などに見られるような知的財産の出願や登録に関する支援制度としては、インドネシア知的財産権総局（The Directorate General of Intellectual Property Rights of the Ministry of Law and Human Rights:DGIP）が提供する「中小企業、教育機関、および政府機関に対する特別手数料」が挙げられる。この制度は、インドネシアに拠点を置く企業であって、所定のライセンス（the Business License）を有する小規模企業および中規模企業に対して提供されており、知的財産（特許、簡易特許、意匠、商標）の出願や登録に係る庁費用の軽減を受けられる。中小企業、教育機関、および政府機関に対する費用も含めた庁費用の一覧が下記ウェブサイトに記載されている。なお、この費用軽減措置は、インドネシア国外に拠点を置く企業には提供されていない。

<http://dgip.go.id/tarif-paten>（インドネシア語ページ）

次に、知的財産に関連の深いと考えられる研究開発等に関する各種優遇・支援制度を中心に説明する。

2. 投資奨励分野に対する優遇措置

インドネシア政府は、2007年4月に投資法（投資に関するインドネシア共和国法律2007年25号）を制定し、研究開発や革新活動を含む事業を奨励する目的で以下のような各種優遇措置を定めている。

(1) タックスホリデー（法人税一時免税措置）

パイオニア産業（特定の17分野）に投資を行う企業に対して、商業生産の開始より5年から20年にわたり、法人税が100%減額される。運転資本を除く計画投資額が5千億ルピア以上の投資に対して適用される。法人税が減額される期間は、投資額に応じて定められており、高額であるほど長期間となっている（投資額と期間の対応関係については下記JETRO記事を参照）。

対象の分野は、たとえば、上流金属産業（鉄鋼および非鉄鋼）、石油ガス精製産業、石油、天然ガスおよび石炭をベースとする石油化学産業、医薬品原材料産業、コンピュータ製造産業に統合されるセミコンダクタおよびその他のコンピュータ主要部品製造産業、スマートフォン製造産業に統合される通信機器主要部品製造産業、発電機械産業などである（全17分野については下記JETRO記事を参照）。

この免税措置を受けるためには、商業生産開始前、投資登録の申請時に一緒に、または投資登録発行から1年以内に、投資調整庁（BKPM）に申請し、財務大臣の決定を受ける必要がある。

https://www.jetro.go.jp/ext_images/jfile/country/idn/invest_03/pdfs/idn8B010_gaishiyugu.pdf

(2) 税務優遇措置

特定の事業分野または特定の地域への投資を行う企業に対し、法人所得税に関する税務優遇措置が与えられる。優遇措置の概要を以下に示す。

・課税所得の控除

投資額の30%まで（各年投資額の5%ずつ6年間）が、課税所得から控除される。

- ・減価償却期間の短縮

耐用年数が通常の2分の1に短縮される（減価償却の加速）。

- ・外国配当課税率の引き下げ

外国への配当に関する法人税の税率が10%に軽減される。

- ・欠損金繰り延べ期間の延長

欠損金の繰り延べ期間が、所定の条件を満たすことを条件に、通常は5年であるところ、最大10年まで延長される。

上記の各優遇措置を受けるには投資調整庁（BKPM）に審査を申請し、投資調整庁長官の推薦状（サジェスチョン・レター）を得ることが必要である。推薦状の発行手順の概要については、上記JETRO記事に記載されている。

（3）輸入関税免除

事業開始または拡大時の2年間の生産に必要な機械、物資および原材料の輸入にかかる関税が、免除決定から2年間免除される。製造業に限り、投資金額の30%以上について国産機械を使用する企業に対しては、4年間の生産に必要な機械、物資および原材料の輸入にかかる関税が、免除決定から4年間免除される。

対象となる分野は、製造業に加え、観光・文化、運輸・通信（公共輸送サービス）、公共医療サービス、鉱山、建設、港湾等の非製造業も含まれる。機械、物資および原材料の条件は、①インドネシア国内でまだ製造されていない物、②インドネシアで製造されているが必要とする仕様を満たしていない物、または③インドネシアで製造されているが必要とする数量に達していない物、のいずれかである。

申請手順の概要については、上記JETRO記事に記載されている。

3. 審査期間に関する優遇・支援制度

審査期間を短縮するための制度は、特許の審査に対してのみ設けられている。インドネシア特許庁は、2つの審査促進制度を有している。1つは日本インドネシア特許審査ハイウェイ（PPH）試行プログラムであり、もう1つはASEAN特許審査協力（ASPEC）プログラムである。

PPH 試行プログラムは、日本出願または優先権主張を伴わない PCT 出願を優先権の基礎とするインドネシア出願（パリルート出願または PCT 出願）を行った出願人が利用可能である。

https://www.jpo.go.jp/torikumi/t_torikumi/pdf/japan_indonesia_highway/dgipr_ja.pdf（日本語ページ）

https://www.jpo.go.jp/torikumi/t_torikumi/pdf/japan_indonesia_highway/dgipr_e.pdf（英語ページ）

ASPEC プログラムは、他の ASEAN 加盟地域の特許庁に対して、対象となるインドネシア特許出願と優先権主張で関連づけられた「同一の特許出願」を行ったすべての出願人が利用可能である。

<https://www.aseanip.org/Services/ASEAN-Patent-Examination-Co-operation-ASPEC/What-is-ASPEC>（英語ページ）

上記の 2 つの制度を利用するのに現時点で庁費用は不要であるが、PPH 試行プログラムに関しては、庁費用が課せられるようになるとの情報もある。

・審査期間に関する優遇・支援制度の現状

現地代理人（AFFA Intellectual Property Rights）によれば、上記の 2 つの制度はいずれも、現実に審査の促進につながっているとのことである。より具体的には、上記の 2 つの制度を利用することで、オフィスアクションの回数は 0 回または 1 回になり（通常は 3 回のオフィスアクションを受けるが）、約 9～12 か月の審査期間の短縮ができている、とのことである。

■ソース

1. “PNBP Paten Berdasarkan PP No. 45 Tahun 2016”（料金表）,インドネシア知的財産権総局（DGIP）ウェブサイト

<http://dgip.go.id/tarif-paten>（インドネシア語ページ）

2. 「インドネシア 外資に関する奨励「各種優遇措置」詳細」,JETRO ウェブサイト

https://www.jetro.go.jp/ext_images/jfile/country/idn/invest_03/pdfs/idn8B010_gaishiyugu.pdf

3. 「5大特許庁（日本国特許庁以外）・グローバル特許審査ハイウェイ（PPH）参加庁／日インドネシア PPH、PCT-PPH」,特許庁ウェブサイト,

https://www.jpo.go.jp/torikumi/t_torikumi/pdf/japan_indonesia_highway/dgipr_ja.pdf（日本語ページ）

https://www.jpo.go.jp/torikumi/t_torikumi/pdf/japan_indonesia_highway/dgipr_e.pdf（英語ページ）

4. “What is ASPEC”, ASEAN Intellectual Property Portal ウェブサイト,

<https://www.aseanip.org/Services/ASEAN-Patent-Examination-Co-operation-ASPEC/What-is-ASPEC>（英語ページ）

■協力

AFFA Intellectual Property Rights

（編集協力：日本国際知的財産保護協会）